

土地取得及び整備の財源（国補助等）について

【史跡指定地の土地取得】

※国（文化庁）補助：8割

●史跡等購入費国庫補助

<補助対象事業>

史跡等の保存のために行う土地の買上げ等

【史跡指定地の整備（ガイダンス施設設置含む）】

※国（文化庁）補助：5割

●歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助

<補助対象事業>

（1）史跡等総合活用整備事業

① 復旧（保存修理） ※省略

② 環境整備

ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝

イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

ウ 史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事

エ 史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事

オ ア～エで設置した施設等の改修

③ 活用施設

ア 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元

イ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備

ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置

エ 史跡等の野外観測等のための施設の設置

オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置

カ ア～オで設置した施設等の改修

④ 防災対策

ア 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置

イ 史跡等の重要な構成要素をなす地形等について行う土砂災害の防止等の措置

ウ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等

⑤ 災害復旧

⑥ 上記工事等の実施に必要な措置

ア 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量

イ 整備基本計画の策定

ウ 工事実施のための設計監理

エ 活用整備事業に係る工事報告書の作成